

瀬戸内の酒調査業務企画提案公募実施要領

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので、公募する。

平成 29 年 1 月 24 日
一般社団法人せとうち観光推進機構
会長 佐々木 隆之

1 業務内容

- (1) 業務名
瀬戸内の酒調査業務
- (2) 業務の仕様等
公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
契約締結の日から平成 29 年 3 月 24 日（金）まで。
- (4) 履行場所
一般社団法人せとうち観光推進機構（広島市中区基町 10 番 3 号 広島県自治会館 2 階）
- (5) 事業予算額
3,650 千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

2 公募型プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、瀬戸内 7 県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）の指名除外（指名停止）を受けていない者であること。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (6) 事務局の求めに応じて速やかに権限のある者を一般社団法人せとうち観光推進機構へ来訪させることが可能な者であること。

3 公募型プロポーザル提出等

(1) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

一般社団法人せとうち観光推進機構
〒730-0011 広島県広島市中区基町 10 番 3 号 広島県自治会館 2 階
電話 (082)836-3217

イ 提出期限

平成 29 年 1 月 31 日（火） 午後 5 時（必着）

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。尚、提案は、1 社につき 1 提案とする。

エ 提出書類

提案書ならびに、資料「瀬戸内の酒調査業務に関する企画提案書作成要領」及び「瀬戸内の酒調査業務公募型プロポーザル説明書」に記載の添付資料。

オ その他

(ア) 提出された書類は、返却しない。

(イ) 提案書の部分的な差替えは、認めない。

(ウ) 提案を取り下げの場合は、取り下げ願い書を提出するものとする。

また、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取り下げ願い書を提出し、取り下げるものとする。

なお、取り下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

(エ) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

審査は、提案書の内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、一般社団法人せとうち観光推進機構が審査し、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。審査は、提案書の評価による書類審査とする。

(2) 提案書評価基準

評価項目については、「瀬戸内の酒調査業務に関する企画提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に評価を行う。

(3) 結果の通知（予定）

平成29年2月7日（火）までに、すべての提案書提出者に対し通知する。

5 契約

(1) 契約の締結

最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約保証金

免除する。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒730-0011 広島市中区基町10番3号 広島県自治会館2階
一般社団法人せとうち観光推進機構 担当 谷澤、増地
電話 (082)836-3217 F A X (082)836-3218